

契 約 書

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣（以下「甲」という。）と（落札業者）（以下「乙」という。）とは、下記の条項により、複写サービスに関する契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービスを提供するに際し、適切な操作方法を指導するとともに、機械が常時正常な状態で稼働しうるように保守を行い、機械に必要な消耗品（用紙を除く機械稼働に必要な消耗品とする。以下「消耗品」という。）を円滑に供給することならびに甲がこれに対して複写サービス料金を支払うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（機械および設置場所）

第3条 機械および機械の設置場所は別記のとおりとする。

（複写サービス料金）

第4条 甲が乙に支払う複写サービス料金および計算料金は、別記のとおりとする。ただし、別記記載の複写サービス料金には消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

（複写サービス料金の請求）

第5条 乙は、毎月末において甲の係員の確認を受けて、複写サービス数量を算出し、前条に規定する複写サービス料金および法令所定（消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83）の消費税等を甲に対して請求するものとする。

（複写サービスの支払）

第6条 甲は、乙から前条による適法な請求書を受領した日の翌月末までに支払うものとする。

2. 甲は、自己の責に帰すべき理由により消耗品等代金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日まで年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

（機械の保守）

第7条 乙は、機械を甲が常時正常な状態で使用できるように社員を設置場所に派遣して点検、調整を行うものとする。

2. 機械が故障した場合は、甲の要請により、乙は社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3. 乙の作業の実施は、乙所定の営業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は甲に対して乙所定の料金を請求することができる。

(消耗品の供給)

- 第8条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体およびデベロPPERについては、乙の社員の点検または甲の通知に基づきコピー品質維持のため乙が必要と認めるときは、乙はこれを取り替えるものとする。
2. その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回または甲の申し出によって予備手持量の不足を知ったときは、乙は当該消耗品を供給するものとする。

(機械および消耗品の所有権)

- 第9条 機械および消耗品は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。なお、消耗品については乙所定の保管要領に従うものとする。
2. 甲は、機械および消耗品が乙の所有であることを示す表示等を棄損するなど、機械の現状を変更するような行為および消耗品をほかに流用する行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

- 第10条 甲は、第3条所定の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、機械の移動は乙が実施するものとする。
2. 乙は、前項の規定により機械を移動したときは、それらに要する費用を甲に対して請求することができる。

(保険)

- 第11条 乙は機械につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

- 第12条 乙は、甲が故意または重過失によって機械に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。
2. 前項の場合において、動産保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(機密の保持)

- 第13条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲または乙は、原則として1ヶ月前に文書によって相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。
2. 甲または乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解除することができる。
3. 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (1) 乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (2) 乙、乙の役員等(乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から

甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。) または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
- イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（誓約書の提出）

第15条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

（機械および消耗品の返還）

第16条 第2条の規定によりこの契約が終了した場合または第14条の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は機械および消耗品を速やかに撤去しなければならない。

（保守サービスの条件）

第17条 第7条第1項に規定する「点検、調整」については、毎月1回、定期的を実施するものとする。また、第7条第2項に規定する「速やかに」とは甲による連絡から60分以内を目安とする。ただし、この目安は、乙所定の営業所時間内に行われるものに限る。

（機械の保守点検時の自動車の利用）

第18条 乙は、機械の保守点検時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

（その他）

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通保持する。

令和4年10月 日

甲 彦根市八坂町2500
公立大学法人滋賀県立大学
理事長 廣川 能嗣 印

乙 (落 札 業 者)

別 記

(契約対象機械および設置場所)

機種 型式	機械番号	設 置 場 所

(複写サービス料金)

複写サービス料金（用紙は除く）は次のとおりとする。

1ヶ月の総複写枚数から後記の2に該当する枚数を控除した複写枚数にその該当する下記の単価を乗じて得た額とする。

(消費税は含まない)

機種および型式	複写サービス料金		月間控除金額
	1ヶ月の複写枚数	単 価 (円)	
	枚から	枚まで 枚まで 枚以上	

1. この契約における1ヶ月とは月の初日から末日までをいう。
2. 乙の技術員が複写機の保守にあつて、複写機の点検と調整のため使用した複写および乙の責に帰すべき原因での不良の複写が生じた場合、当該複写枚数を1ヶ月の複写枚数から除くものとする。
3. 料金の請求にあたり、円未満の端数は切り捨てるものとする。